

小田原市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、市の都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める技術的基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

2 市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市又は神奈川県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合にお

いては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の基準)

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第2条 都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、展覧会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占

して使用すること。

(5) 広告物を表示すること（公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場所であって規則で定めるものにおいて行う場合に限る。）。

(6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の許可に都市公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が許可した場合は、この限りでない。

(1) 都市公園施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告物を表示すること。

(6) ごみその他の汚物を捨てること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。

(9) 都市公園をその用途以外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設)

第7条 市の管理する公園施設で、有料で利用させるもの（以下「有料の公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 有料の公園施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

（公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項）

第8条 法第5条第1項の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

（1）公園施設設置の許可を受けるとき。

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理方法

カ 工事実施の方法

キ 工事着手及び完了の時期

ク 施設の管理者を別に定めるときは、その氏名、住所及び職業

ケ その他規則で定める事項

（2）公園施設管理の許可を受けるとき。

ア 管理の目的

イ 管理する公園施設

ウ 管理の期間

エ 管理の方法

オ その他規則で定める事項

（3）許可事項変更の許可を受けるとき。

ア 既に受けた許可の年月日及び許可番号

イ 変更事項及び理由

ウ その他規則で定める事項

（都市公園占用許可等の申請書の記載事項）

第9条 法第6条第2項の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

（1）占用許可を受けるとき。

ア 占用物件の管理方法

イ 工事実施の方法

ウ 工事の着手及び完了の時期

エ その他規則で定める事項

(2) 許可事項変更の許可を受けるとき。

ア 既に受けた許可の年月日及び許可番号

イ 変更事項及び理由

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) 第3条の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により第3条の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有す

る者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報紙又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第13条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第14条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第15条 市長は、法第27条第4項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により保管した工作物等（法第27条第6項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によって、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（届出）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- （2） 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- （3） 第1号に掲げる者は、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 第10条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の額)

第18条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の計算)

第19条 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

2 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

3 1件の使用料の総額が、100円未満の場合は100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算する。

(使用料の徴収)

第20条 使用料は、許可の日から起算して30日を超えない範囲で納期を指定し、その全額を徴収する。ただし、使用期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料については、当該年度分をその年度の初めに納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第21条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第22条 別表第3に掲げる都市公園の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第23条 指定管理者が行う都市公園の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有料の公園施設（運動施設及び教養施設に限る。）の使用許可に関すること。
- (2) 公園施設の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第24条 指定管理者は、この条例、有料の公園施設の管理等に関する条例、これらの条例に基づく規則その他関係法令の定めるところに従い、適正に都市公園の管理を行わなければならない。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第24条の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する条例で定める都市公園移動等円滑化基準は、次条及び第24条の4に定めるところによる。

第24条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、高齢者、障害者等の移動上及び特定公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを考慮して規則で定める基準に適合するものでなければならない。

第24条の4 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前条の規定によらないことができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第6条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者
- (4) 第10条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第27条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則 (抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 小田原市公園使用料条例（昭和16年小田原市条例第14号）及び公園遊器具使用料条例（昭和26年小田原市条例第161号）は、廃止する。

附 則 (昭和34年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年7月5日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年6月1日から適用する。

附 則 (昭和36年4月1日条例第28号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年4月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年4月1日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、すでに改正前の小田原市都市公園条例の規定により使用許可を受けている場合及び発売された使用券の使用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和43年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年6月20日条例第43号)

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日条例第24号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、公布の日以後の占用許可に係る占用料から適用する。
- 3 規則で定める日まで、別表第1中「メリー・カップ」は「回転木馬」と読み替えて適用する。

附 則（昭和48年3月31日条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日条例第15号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の第13条の2、第14条及び別表第2の規定は、同日以後の使用期間に係る使用料から適用する。

附 則（昭和61年3月31日条例第11号抄）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月26日条例第35号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月25日条例第34号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月25日条例第51号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成4年3月21日条例第28号）

この条例は、平成4年7月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同日以後の占有期間に係る使用料について適用する。

附 則（平成5年12月24日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中上府中スポーツ広場に係る部分は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成6年4月1日以後の都市公園の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成 6 年 12 月 22 日 条例第 33 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 29 日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 の規定は、同月 1 日から施行し、同日以後の占有期間に係る使用料について適用する。

附 則（平成 7 年 12 月 22 日 条例第 30 号）

この条例は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成 9 年 12 月 24 日 条例第 41 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成 10 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の占有に係る使用料について適用する。

3 電気事業者、ガス事業者及び電気通信法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条に規定する第一種電気通信事業者が適用日前から継続して占有する占有物件（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 6 項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）に係る平成 10 年度以降の使用料の額は、使用料の支払い業務を行っている事業所ごとに、改正後の別表に定めるところにより算出した使用料の額が前年度の占有に係る使用料の額に 100 分の 110 を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。

附 則（平成 11 年 12 月 28 日 条例第 38 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 28 日 条例第 23 号）

1 この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日 条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 22 日 条例第 30 号）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後のおだわら市民活動サポートセンター条例第 3 条、小田原市鴨宮ケアセ

ンター条例第4条、小田原市知的障害者授産施設条例第4条、小田原市障害者地域作業所条例第3条、小田原市歯科二次診療所条例第4条、小田原市いこいの森条例第4条及び小田原市都市公園条例第22条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年9月24日条例第41号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月17日条例第30号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月13日条例第36号）

この条例は、平成24年4月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同日以後の占用に係る使用料について適用する。

附 則（平成24年12月17日条例第38号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日条例第40号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項、別表第1及び別表第2(3)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月5日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月17日条例第54号）

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の小田原市都市公園条例の規定は、同日以後の占用又は行為に係る使用料について適用する。

別表第1（第7条関係）

有料の公園施設

公園名	有料の公園施設			
	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
城址公園	豆汽車 バッテリーカー 自動遊器具	城内弓道場	天守閣 常盤木門展示室	
城山公園		城山陸上競技場 城山庭球場 小峰庭球場		
辻村植物公園				駐車場
上府中公園		小田原球場 上府中スポーツ広 場		
小田原フラワー ガーデン			トロピカルドーム	
小田原こどもの 森公園わんぱく らんど	こども列車 園内周遊自動車 ポニー			駐車場

別表第2（第18条関係）

（1） 公園施設の設置の許可による使用料

区分	設置する公園施設の種類	単位	金額
土地を使用する場合	施設の種類を問わず	1平方メートル1月 につき	円
施設を使用する場合			20
			100

（2） 公園施設の管理の許可による施設の使用料

公園施設の種類	単位	金額
施設の種類を問わず	1平方メートル1月につき	100円

（3） 都市公園の占用許可による使用料

占用物件の種類		単位	金額
法第7条第1	第一種電柱	1本につき1月	円

項第1号に掲げるもの			150
	第二種電柱		232
	第三種電柱		313
	第一種電話柱		135
	第二種電話柱		215
	第三種電話柱		296
	支線柱及び支線		61
	鉄塔	占有面積1平方メートルにつき 1月	228
	その他の柱類	1本につき1月	13
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	1.3
	地下に設ける電線その他の線類		0.8
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	270
法第7条第1項第2号に掲げるもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	5
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		8
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		12
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		15
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		24
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		32
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		56
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		80
外径が1メートル以上2メートル		161	

	未満のもの		
	外径が2メートル以上のもの		324
法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱		113
	公衆電話所	1個につき1月	270
令第12条第2項第1号に掲げるもの		1本につき1月	215
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの		占有面積1平方メートルにつき1月	460
上記以外の占有物件		表示面積若しくは占有面積1平方メートル又は占有物件の長さ1メートルにつき1月	50

備考

- 1 この表において「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 この表において「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 この表において「表示面積」とは、掲示板等の表示部分の面積をいう。

(4) 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
露店	1平方メートル1日につき	円 200
行商	1日につき	400

常時業として行う写真撮影	撮影機1台1月につき	4,000
会費を徴収して行う写真撮影会の開催	1日につき	2,000
業として行う映画の撮影	1日につき	10,000
業として行う興行	1平方メートル1日につき	10
展示会、展覧会、集会その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	4
広告物の表示	1平方メートル1月につき	381

別表第3（第22条関係）

指定管理者に管理を行わせる都市公園

公園名
城址公園（天守閣及び常盤木門に限る。）
城山公園（城山陸上競技場及び小峰庭球場に限る。）
辻村植物公園
上府中公園
小田原フラワーガーデン
小田原こどもの森公園わんぱくらんど